



三井住友・アジア・ オセアニア好配当株式オープン

愛称: 椰子の実

追加型投信 / 海外 / 資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社りそな銀行

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2025年7月31日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	14兆7,710億円(2025年7月31日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
資産複合 (その他資産(投資信託証券 (株式 一般))、不動産投信) 資産配分変更型	年12回 (毎月)	アジア、 オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月15日に関東財務局長に提出しており、2025年10月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的



日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資し、配当収益の確保と信託財産の安定した成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色



1 日本を除くアジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資します。

- アジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式、不動産投資信託（リート）等に投資し、配当収益の確保と信託財産の安定した成長を目指します。
- 株式の運用は、アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの組入れを通じて行います。

2 銘柄選定に当たっては、配当利回りに着目し、厳選した銘柄を組み入れます。

- 株式の銘柄選定に当たっては、好配当利回りの銘柄の中から、成長性・財務健全性等を勘案し、厳選した銘柄を組み入れます。
- 不動産投資信託（リート）等については、好配当利回りの銘柄の中から、安定的な配当が見込める銘柄を中心に組み入れます。

3 実質的な運用は、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドが行います。

- アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドおよび不動産投資信託（リート）の運用の指図に関する権限の一部を、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドに委託します。

4 実質組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- 基準価額に重大な影響を与えると判断される政治・経済、金融情勢が生じた場合は、弾力的に対応します。

5

毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 原則として毎月18日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
- 毎月の安定的な分配を目指します。
- 毎年5月、11月の決算時に基準価額水準、市況動向等を勘案して、毎月の安定的な分配のほかに分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配を行うこともあります。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※「安定的な分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

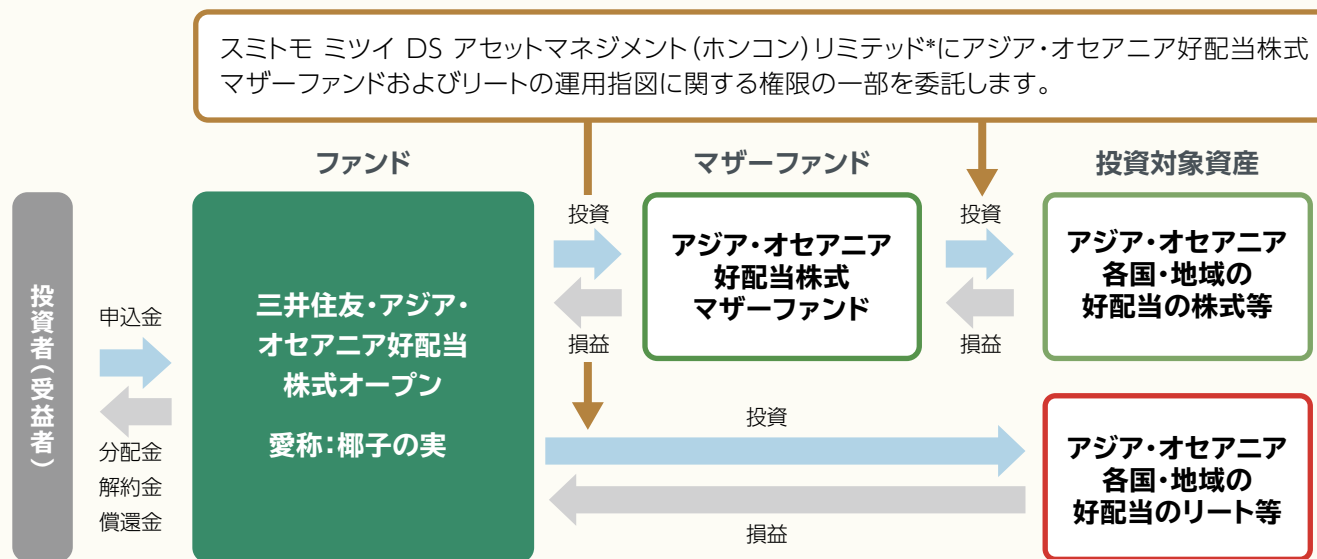
▶ 分配のイメージ

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算
¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥

※上記は分配のイメージを示したものであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ



*スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント (ホンコン) リミテッドは、委託会社の子会社（100%出資）であり、委託会社の信託報酬の中から、運用指図権限の委託にかかる報酬を受領します。

マザーファンドおよびリートの実質的な運用を行う運用会社について

〔スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント (ホンコン) リミテッドの概要〕

設 立	1988年2月5日
従 業 員 数	30名 (うち運用プロフェッショナル12名)

拠 点	香港
運用資産残高	約854億円

(注)従業員数は2025年4月1日現在、運用資産残高は2025年3月末現在

(出所)スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント (ホンコン) リミテッドの情報を基に委託会社作成

〔マザーファンドおよびリートの運用プロセス〕

- マザーファンドおよびリートの実質的な運用は、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドが行います。
- 投資管理部（ファンドマネージャー7名*、平均運用経験15年*）が担当します。

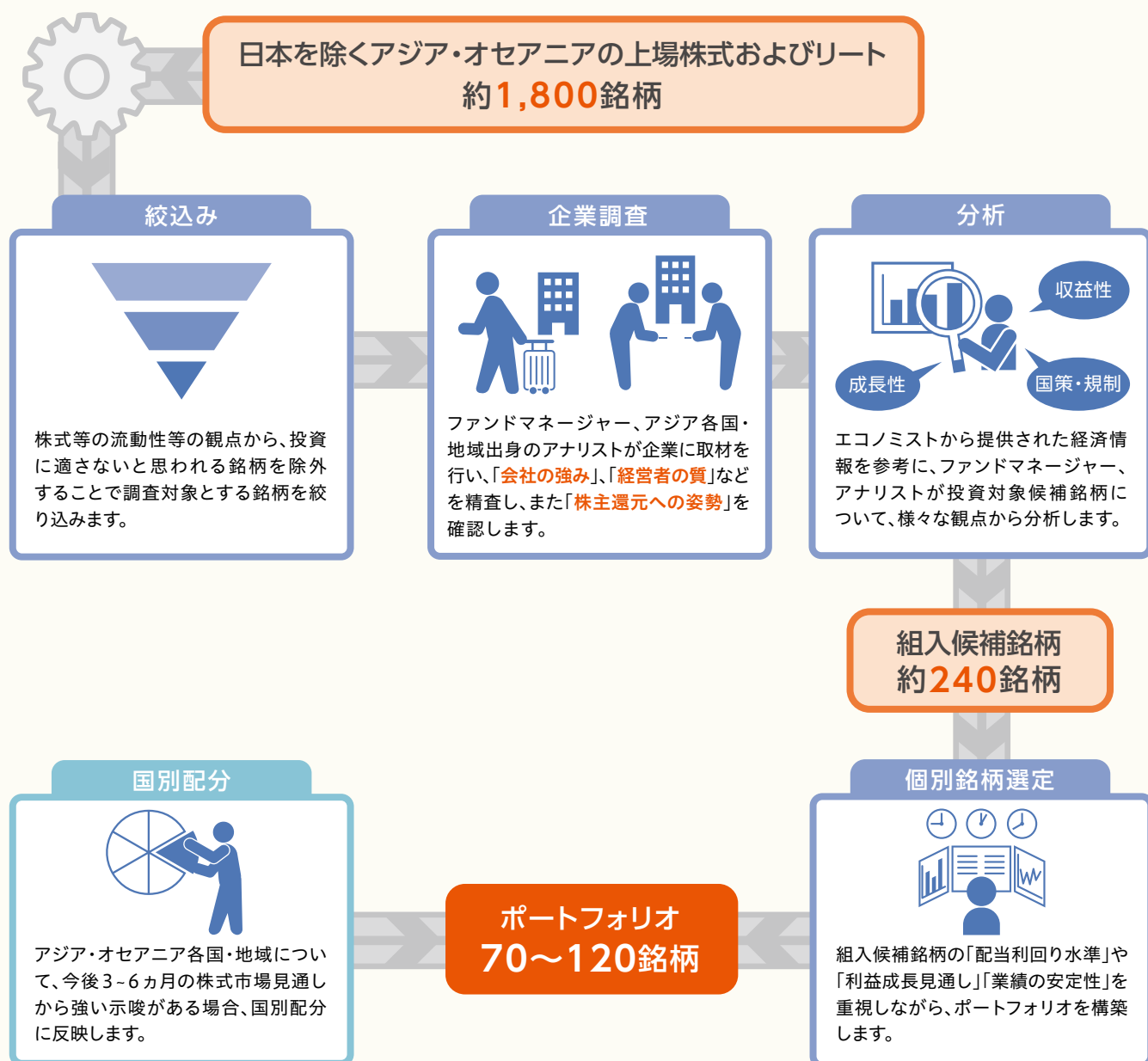
*2025年4月1日、兼務者を含む

Voice

運用担当者からのメッセージ

「椰子の実」は、日本の投資家の皆さまにとってもなじみの深い、アジア・オセアニア地域の株式等から、「配当利回り」に着目して厳選投資するファンドです。「配当利回り」は、配当金を株価で割っただけの尺度ですが、現金収益を創出する能力、株主を重視する経営陣の姿勢、将来の業績に対する自信、財務の強固さ、株価の割安さなど、多くの意味を含んで

います。金融経済の短期的な変動や投資テーマの流行に左右されることなく、長期的に有効な投資戦略と考える「配当利回り」に基づく運用を継続します。経験豊富なファンドマネージャー、エコノミスト、アジア各国・地域出身のアナリストによる調査体制を活用し、基準価額の上昇を通じて、投資家の皆さまにご満足いただける投資収益を目指してまいります。



※上記は、投資者の皆さまに当ファンドの運用プロセスについて わかりやすくお伝えするため、専門用語等を言い換えたり、省略している場合があります。

※上記の運用プロセスは2025年7月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- 毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益(評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

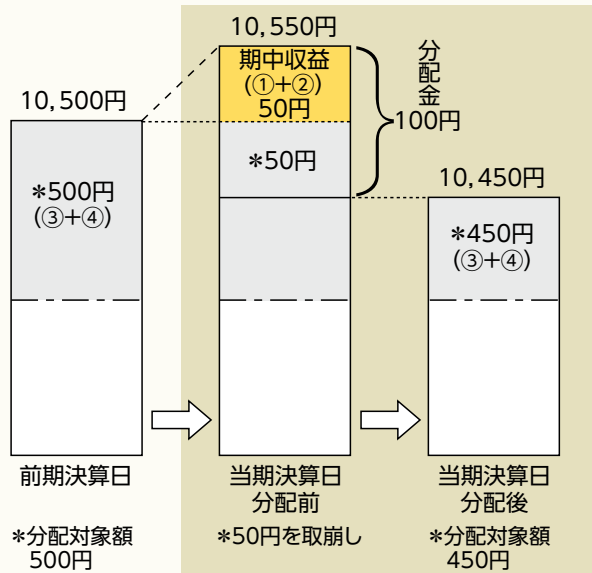


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

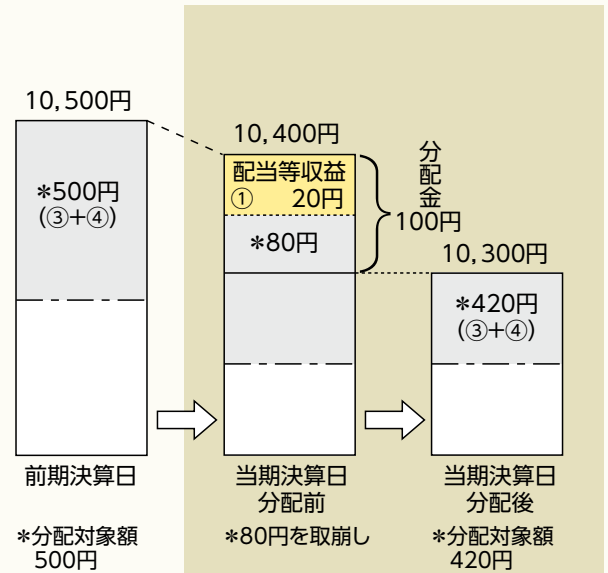
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

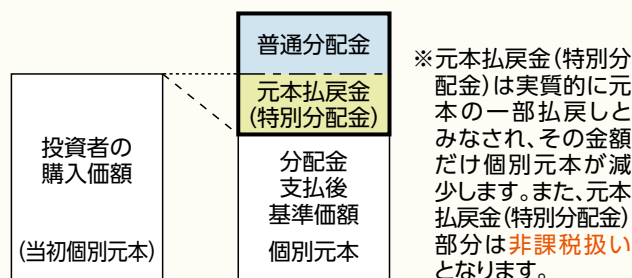


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

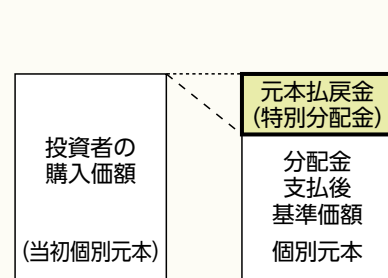
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項



■投資対象とする投資信託の投資方針等

▶アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

主 要 投 資 対 象	アジア・オセアニア各国・地域の株式
運用の基本方針	●アジア・オセアニア各国・地域の好配当の株式に投資し、配当収益の確保と信託財産の安定した成長を目指して運用を行います。 ●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
主 な 投 資 制 限	●株式への投資割合には、制限を設けません。 ●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	一部解約時に0.3%
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投 資 顧 問 会 社	スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド

▶不動産投資信託(リート)

リートについては、株式と同様に取引所等の市場で売買される多数の銘柄を対象に、ファンドの目的に沿った、好配当利回りの銘柄の中から、安定的な配当が見込める銘柄を中心に組み入れます。したがって、投資対象とするリートをあらかじめ特定することはできません。

なお、運用指図に関する権限の一部を、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドに委託します。

基準価額の変動要因



- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

不動産投資信託(リート)に関するリスク…リートの価格の下落は、基準価額の下落要因です

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

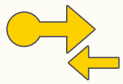
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

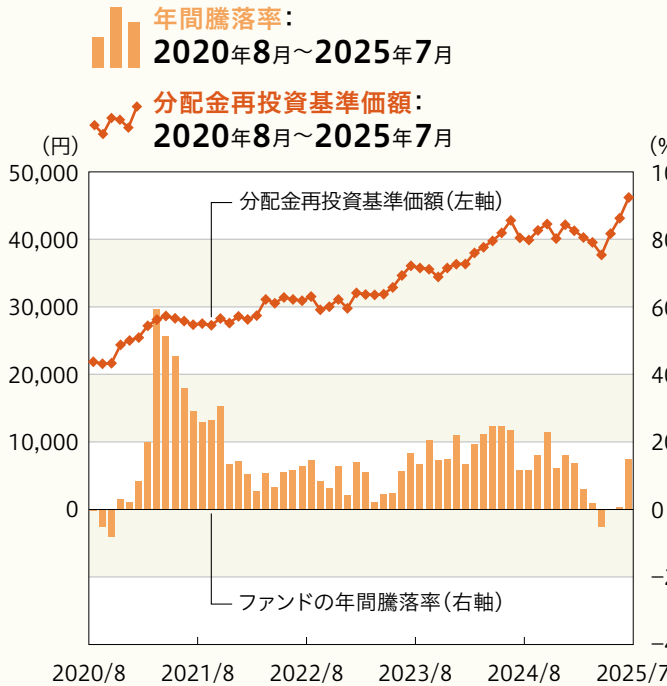


- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

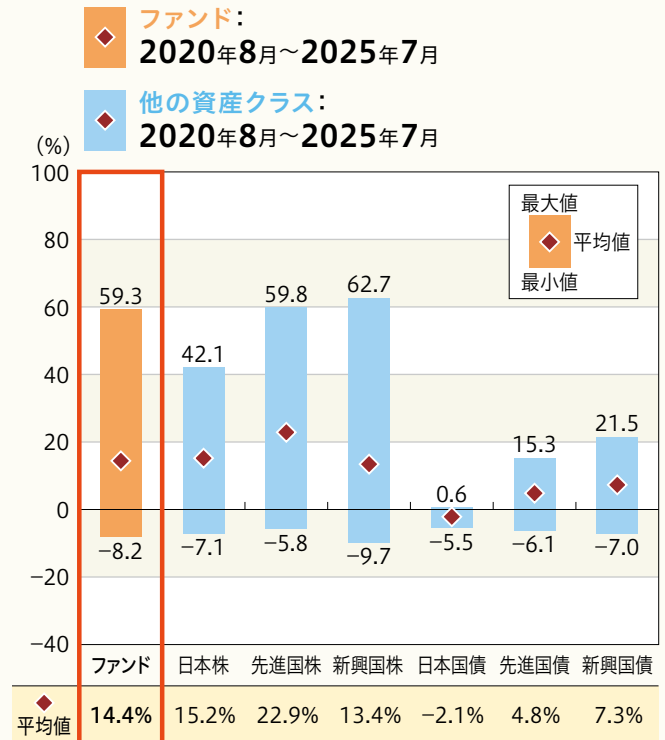
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

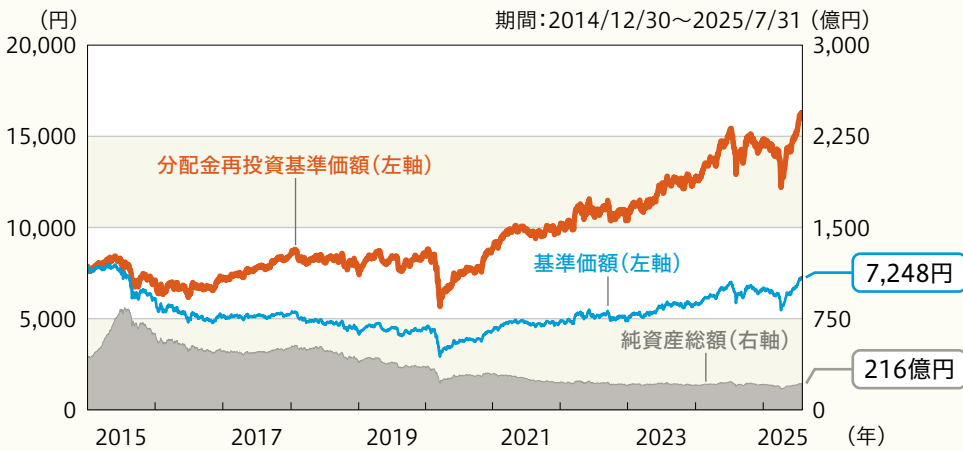
日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日: 2025年7月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年 7月	10円
2025年 6月	10円
2025年 5月	10円
2025年 4月	10円
2025年 3月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	12,690円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・アジア・オセアニア好配当株式オープン

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	97.23
投資証券	マレーシア	1.08
	オーストラリア	0.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.18
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	97.23
マレーシア	投資証券	SUNWAY REAL ESTATE INVESTMEN	1.08
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	0.27
オーストラリア	投資証券	RURAL FUNDS TRUST	0.24

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有効証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド

資産別構成

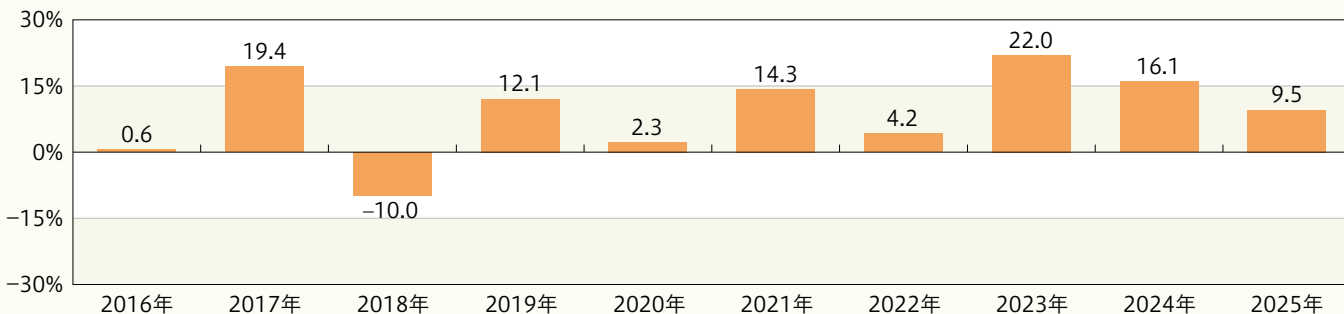
資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	台湾	23.16
	ケイマン諸島	13.56
	オーストラリア	10.81
	韓国	10.15
	中国	8.92
	シンガポール	8.46
	その他	19.26
投資証券	ケイマン諸島・その他	3.30
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.38
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	3.40
台湾	株式	ACTER GROUP CORP LTD	資本財	3.12
韓国	株式	KB FINANCIAL GROUP INC	銀行	3.11
台湾	株式	TRIPOD TECHNOLOGY CORP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.92
中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK-H	銀行	2.62
バミューダ	株式	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	公益事業	2.33
インド	株式	GAIL INDIA LTD	公益事業	2.31
台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	半導体・半導体製造装置	2.28
シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	2.28
ケイマン諸島	株式	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROU	一般消費財・サービス流通・小売り	2.24

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ



購入時

購 入 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換 金 単 位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込関連

申 込 締 切 時 間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年10月16日から2026年4月16日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申 込 不 可 日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● 香港の取引所の休業日 ● オーストラリアの取引所の休業日
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決 算 日	毎月18日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ



その他

信 託 期 間	無期限(2005年7月29日設定)
繰 上 償 還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が10億口を下回ることとなったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基 準 価 額 の 法 照 会 方 法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「椰子の実」として掲載されます。
課 税 関 係	● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金



■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用
(信託報酬)

ファンドの純資産総額に**年1.738% (税抜き1.58%)**の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.75%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

※委託会社の報酬には、アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドおよびリートの運用指図に関する権限の委託先への報酬(年0.45%)が含まれております。

その他の費用・手数料

ファンドが組み入れるリートの銘柄は将来にわたって固定されているものではなく、ファンドの投資者が間接的に支払う費用として、これらリートの資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等の上限額または予定額を表示することはできません。

また、以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
----------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
----------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2025年7月末現在のものです。

(参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年1月21日～2025年7月18日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.96%	1.73%	0.23%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。



三井住友DSアセットマネジメント